

# 自営就農 新たに農業を始める、親とは違う分野で農業を始める

## 新規就農者育成総合対策

新規就農者育成総合対策には、「就農準備資金」と「経営開始資金」の2つがあります。

「就農準備資金」は、農業大学校や就農学校・ファーマーズスクールなど県が認定した研修機関で研修を受ける場合、研修期間中に年間150万円を最長2年間交付します。

「経営開始資金」は、市町村が作成する「人・農地プラン」に位置づけられた認定新規就農者に対し、経営開始1～3年目に年間150万円を交付します。

※交付を受けるためにはいくつかの要件があるので留意が必要です。

## 新規就農者育成総合対策 就農準備資金の交付要件

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金(2年以内)を交付

1) 就農予定時の年齢が、50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること

2) 独立・自営就農※1または雇用就農または親元での就農※2を目指すこと

※1 独立・自営就農を目指す者については、就農後5年以内に青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になることまたは、農業経営改善計画の認定を受け認定農業者になること

※2 親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承するか、農業法人の共同経営者になる、または、独立・自営就農すること。

3) 研修計画が以下の基準に適合していること

① 都道府県が認めた研修機関等で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修すること

※既に研修を開始している者であっても、残りの研修期間が概ね1年以上の場合は交付対象

② 先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと

a. 先進農家・先進農業法人が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること

b. 先進農家・先進農業法人の経営主が交付対象者の親族(三親等以内の者)ではないこと

c. 先進農家・先進農業法人と過去に雇用契約(短期間のパート、アルバイトは除く)を締結していないこと

4) 常勤の雇用契約を締結していないこと

5) 原則、前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が600万円以下であること

6) 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

7) 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと

### ✓ 交付対象の特例

国内での2年の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長する

### ⚠ 返還について

1. 適切な研修を行っていない場合

交付主体が、研修計画に則して必要な技能を習得していないと判断した場合

2. 研修終了後※1年以内に50歳未満で就農しなかった場合

※就農準備資金の研修終了後、更に研修を続ける場合(原則4年以内で就農準備資金の対象となる研修に準ずるもの)は、その研修後

3. 交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、農業を継続しない場合

4. 独立・自営就農を目指す者について、就農後5年以内に認定新規就農者または認定農業者にならなかった場合

5. 親元就農を目指す者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合、法人については、経営者(共同経営者含む)にならなかった場合、または、独立・自営就農しなかった場合



# 新規就農者育成総合対策経営開始資金の交付要件

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金(3年以内)を交付

- 1) 独立・自営就農時年齢が50歳以下の認定新規就農者※で次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること  
※市町村で農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者
- 2) 独立・自営就農であること
  - ① 農地の所有権または利用権を交付対象者が有している
  - ② 主要な機械・施設を交付対象者が所有または借りている
  - ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引する
  - ④ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳および帳簿で管理する  
※親元に就農する場合でも、上記の要件を満たし、親の経営から独立した部門経営(独立した経営になっていれば、税申告が親と分離していなくてもよい)を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象とする
  - ⑤ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること
- 3) 青年等就農計画等が以下の基準に適合していること  
独立・自営就農5年後には農業(自らの生産に係る農産物を使った関連事業(農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等)も含む)で生計が成り立つ実現可能な計画であること
- 4) 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスクを負うと市町村長に認められること
- 5) 人・農地プランへの位置づけ  
市町村が作成する人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられていること(もしくは位置づけられることが確実であること)、または、農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 6) 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること
- 7) 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でなく、かつ、原則として雇用就農資金、農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと

## ✓ 交付対象の特例

1. 夫婦ともに就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合)は、夫婦合わせて1.5人分を交付する
2. 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付する
3. 令和2年度以前に独立・自営就農した者についても対象となるが、交付は就農後3年度目までとする

## ⚠ 交付停止について

1. 原則、前年の世帯所得が600万円(次世代資金含む)を超えた場合
2. 青年等就農計画を達成するための必要な作業を怠るなど適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合。

## ⚠ 返還について

交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合

## 経営発展支援事業

経営発展支援事業では、市町村が作成する「人・農地プラン」に位置づけられた認定新規就農者または継承する経営に従事してから5年以内に継承する者に対して、就農後の経営発展のために機械・施設等の導入の支援をします。

- 1) 補助率 国1/2、県1/4、本人1/4
- 2) 支援額 補助対象事業費上限1,000万円(経営開始資金の交付対象者は補助対象事業費上限500万円)
- 3) 主な要件
  - ① 独立自営就農時の年齢が50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについて強い意志を有していること
  - ② 令和4年度中に独立・自営就農すること
  - ③ 認定新規就農者であること
  - ④ 農業経営を継承する場合は、継承する経営に従事してから5年以内に継承する者
  - ⑤ 人・農地プランに位置づけられている、若しくは位置づけられていることが確実と見込まれる、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
  - ⑥ 雇用就農資金及び経営継承・発展支援事業の交付を受けていないこと
  - ⑦ 本人負担分について、融資を受けていること

※取組に応じた事業採択方式となっており、希望した人全員が支援を受けられるものではありません。

上記以外に大分県では就農初期の方を対象に、所得補填や妊娠・出産時のサポートなどの支援を行なっています。